

『翰苑』百濟伝所引の『括地志』の史料的性格について

鄭 東俊

はじめに

百濟史に関する史料が非常に少ないことは、周知の事実である。このような状況の下で、従来知られている史料とは異なり、かつそれが多様で豊富な内容を有する史料があれば、厳しい史料批判を加えた上で積極的に利用する必要がある。本稿で検討しようとする『翰苑』百濟伝（以下、百濟伝と略称する）はまさしくそのような史料といえよう。

百濟伝がこれまで必ずしも十分には活用されてこなかった最大の理由は、現存唯一のテキストが写本で、誤写と脱字が多いからである。伝写過程で誤写と脱字が多いことは、史料としては大きな欠陥であるが、単にそれだけの理由で史料的価値を過小評価してよいかどうか、まだ検討の余地がある。誤写と脱字が多くとも、内容の改変がさ

ほどなく、校勘などによつてある程度原型を復元できるレベルであれば、校勘を経て利用することが可能だからである。むしろ、他の史料に見えない独自の内容があり、その史料的価値が高ければ、より積極的に利用すべきである。従つて、まず誤写と脱字の校勘が容易かどうかを判断し、容易であれば校勘した上でその内容を当時の状況や他の史料と対照させ、史実性が高いと認められれば、史料として利用すべきであろう。

これまで百濟伝の史料的価値について直接扱つた研究は校勘を行つたものを除いて殆どなく、その内容についてはあまり検討がなされてこなかつた。⁽¹⁾『鞠苑』⁽²⁾ 자체の史料的価値については、一九一七年、黒板勝美が太宰府天満宮の宝物調査時に一巻の写本を発見して以来⁽³⁾、日本の研究者を中心に行われている。⁽⁴⁾最近、韓国の学界でも『鞠苑』⁽⁵⁾内の朝鮮古代史と直接係わる部分について研究がなされており、本稿でもそこでの手法を参考したいが、とりわけ同時代性が高いとされている百濟伝に引用された『括地志』⁽⁶⁾（以下、百濟伝所引の『括地志』を「括地志」と略称する）についてはまだ詳しく述べられていない。また、「括地志」の同時代性が指摘される一方で、それがどの時期の百濟に関する記述であるのかについても十分な検討がなされていないのが現状である。

そこで本稿では、まず百濟伝が作成された背景と引用方式の特徴についてまとめた後、次に「括地志」の史料系統と内容上の独自性を検討して、その叙述対象の年代を把握する。その上で、百濟伝をより有効に活用するための校勘の方法を提示したい。なお、本稿では内容の分析よりも原文の対照に焦点を合わせたので、史料を引用する際には原文のみを提示した。

一、百濟伝と「括地志」について

1 百濟伝の作成の背景と記録上の特徴

『翰苑』は張楚金（唐代の人）の全三〇巻の著書で六六〇年に編纂された。蕃夷部卷三〇と推定される一巻の写本のみが現存しており、四六駢體の正文に諸書を引用した割注を付した形式をとる。⁽⁷⁾ 麻紙の巻子本の形で現存しており⁽⁸⁾、もともと西高辻家に伝来したもの現在は太宰府天満宮が所蔵している。⁽⁹⁾

『翰苑』の史料的性格についてすでに多くの事柄が明らかにされているが、割注の作成者と伝写年代については依然として論争が続いている。割注の作成者については、従来、唐の雍公叡とする説が最も有力であった。⁽¹⁰⁾ それによると、『翰苑』は平安時代初期、特に九世紀初頭前後に伝写されたことになる。だが、雍公叡の生没年については異説があり、宋代とする説もある。それは割注を張楚金が殆ど作成し、宋の雍公叡が補つたという説で、これによれば、『翰苑』は平安時代後期に伝写されたことになる。⁽¹¹⁾ この説を唱える者は少数であるが注目すべき見解である。このような見解の相違が生じた背景には雍公叡の事跡が不明であるという事情がある。これについて、張楚金と同じ列伝に載っている雍州万年の人の高叡を雍公叡とみなしそうな見解がある。この見解によると、張楚金と同様に高叡の死年を雍州万年とする見解がある。しかし、この見解に従うならば、『翰苑』は先述のように九世紀初頭前後に伝写されたことにならう。しかし、伝写の時期をそのように想定したとしても、分量のほとんどを占める割注を全て雍公叡が作り、僅かな正文を張楚金が作成したというのは依然と

『翰苑』百濟伝所引の『括地志』の史料的性格について

鄭東俊

第九十二卷

一一三

して疑わしい。そうだとすれば、撰者を張楚金とするには無理が生ずるからである。

これと関連して、『翰苑』と類似した性格をもつ図書類が存在していることに注目される。そもそも『翰苑』といふ書名は晋の郭璞（二七六～三二四）の『爾雅注』序にある「摛翰者之華苑也」から取ったものであり、四六駢體文を書くための参考書であつた。⁽¹³⁾また吳淑（九四七～一〇〇二）の『事類賦』は『翰苑』に倣つたものであり、唐の徐堅らが編纂した『初學記』（七二五）も同様の書で、四六駢體の正文に双行の割注を加えて諸書を引用したものである。これらの書籍は、訓詁学的な語句の解釈ではなく正文の文献的な根拠を示すことを目的とし、正文と割注は同一人によつて作られる。このように『翰苑』はもともと対句を学習する子供のための模範例文集として編纂されたものと考えられる。⁽¹⁵⁾この点を勘案すれば、伝写の時期が早いとしても、割注のほとんどは張楚金が記し、さらには一部を雍公叡が補つたと判断する方が、より実状に近いと考えられる。蕃夷部が立てられている理由は、唐において使臣の往来が頻繁であつたために、官僚の家庭で外国のことが話題になることもあつたことに求められる。⁽¹⁶⁾蕃夷部のうちで朝鮮古代史に関する部分は夫余伝・三韓伝・高麗伝・新羅伝・百濟伝の順となつてゐる。

百濟伝は『翰苑』の他の部分と同様に正文と割注から成り、諸書を引く割注の内容が豊富である。割注が引用している文献には『後漢書』・『魏志』（『三国志』魏書）・『宋書』・『後魏書』（『魏書』）・『東夷記』・『括地志』などがあるが、引用回数や分量の面では『括地志』が圧倒的に多い。

このうち、周知の中国正史以外の書籍について簡単にふれておく。『東夷記』は、編纂時期と編纂者が不明で現存しておらず⁽¹⁷⁾、書名・佚文とも『翰苑』に初めて見える。従つて原文との対照はできない。引用箇所は一箇所で、

百濟の都城について言及したもので、その内容は『通典』・『文献通考』などに影響を与えた。⁽¹⁸⁾

『括地志』は唐太宗の第四子である魏王泰（六一八～六五二）主編の五五〇巻・序略五巻の地理書であり、六四二年に奏上されたが、その後亡失し、一七九七年に清の孫星衍（一七五三～一八一八）が諸書に散見する佚文を集めて八巻とし、岱南閣叢書に収められた（以下、これを輯本『括地志』といい、現代の輯本である『括地志輯校』などと区別する）。従来の地理書とは体裁を異にし、以後の『元和郡縣図志』や『太平寰宇記』などにも影響を及ぼした。⁽²⁰⁾孫星衍が八巻として『括地志』を刊行した時期は、写本『翰苑』が発見された一九一七年よりも以前なので、孫星衍の『括地志』には『翰苑』の佚文が漏れているが、そこで引用されている百濟関連記事は七箇所で、祭祀、王統、大姓八族、官制、中央と地方、五部五方制、島嶼地域、地理情報、文化、風俗などの多様な内容に言及する。

次に具体的に割注に引用された史料の内容の検討に入ろう。「括地志」については後に検討することにして、ここでは他書の引用文と現行本との関係を調べてみる。百濟伝に引用された文献のうち、現行本との対照が可能なものは、『後漢書』、『魏志』、『宋書』、『後魏書』である。その部分を百濟伝の記載順序によつて列挙すると、次のようになる（以下、史料を引用する時、百濟伝をAとし、百濟伝との比較対象となる他の史料をBとする）。

A—1 國鎮馬韓、地苞狗素。東夷記曰……范曄後漢書東夷傳曰……韓有三種、凡七十八國、①百濟是其爲。」魏志曰……「馬韓有羊皮國、狗素有也。」

A—2 陵楚山而廓宇、帶桑水（以）踈彊。魏志曰……馬韓在西。散在山海間、無城郭。有爰襄國・牟襄水國・桑水國・

小石索國・大石索國・優休牟涼國・臣僕沾國・伯濟國・速盧不斯國・日華國・古誕者國・古雜國・怒藍國・自支國・資離牟

『翰苑』百濟伝所引の『括地志』の史料的性格について

鄭東俊

盧國・素謂乾國・古愛國・英盧卑離國・古卑離田・臣疊國・支侵支狗盧國・卑彌國・監奚卑離古滿致利鞠國・兒林國・駟盧國・內卑離感奚國・邁盧國・群卑離國・田斯烏且國・一離國・不彌國・挺盧國・牟盧離國・臣蘇塗國・莫盧國・古櫛國・臨素半國・臣雲新國・如來卑離國・楚山塗卑離一國・難國・狗奚國・不雲國・不斯瀆邪奚他馬國・楚離國・凡五十餘國・大國^{マダ}餘家・小馬數千家・又島上有州朝國也。」

A—3 奉仇台之祠、摹夫餘之曹「胄」。後魏書曰：「百濟國、其先出自夫餘。又百濟王上表於魏曰：『臣^{マダ}与^②高驪、源出^②扶餘。』」宋書曰：「晉義熙十二年、以百濟王^③餘曠爲使持節・督都百濟諸軍事・鎮東將軍。高祖踐祚、進^{マダ}号鎮東大將軍。犬嘉七年、以^③餘曠爵^{マダ}授百濟王餘毗。毗死、子慶代立。」

以上のA—1～3に注引された諸書の現行本文を挙げると、次のようになる。

B—1 韓有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁辰。…凡七十八國。①伯濟是其一國焉。

(後漢書) 卷八五、韓伝)

B—2 馬韓在西。其民土著、散在山海間、無城郭。有爰襄國・牟水國・桑外國・小石索國・大石索國・優休牟涿國・臣濱沽國・伯濟國・速盧不斯國・日華國・古誕者國・古離國・怒藍國・月支國・咨離牟盧國・素謂乾國・古爰國・莫盧國・卑離國・占離卑國・臣釁國・支侵國・狗盧國・卑彌國・監奚卑離國・古蒲國・致利鞠國・冉路國・兒林國・駟盧國・內卑離國・感奚國・萬盧國・辟卑離國・白斯烏且國・一離國・不彌國・支半國・狗素國・捷盧國・牟盧卑離國・臣蘇塗國・莫盧國・古臘國・臨素半國・臣雲新國・如來卑離國・楚山塗卑離國・一難國・狗奚國・不雲國・不斯瀆邪國・爰池國・乾馬國・楚離國・凡五十餘國。大國萬餘家、小國數千家、總

十餘萬戶。：又有州胡、在馬韓之西海中大島上、：。

(『三国志』卷三〇、魏書 韓伝)

B—3 百濟國、其先出自夫餘。：延興二年、其王餘慶始遣使上表曰「：」又云「臣與②高句麗、源出②夫餘、：」

(『魏書』卷一〇〇、百濟國伝)

B—4 義熙十二年、以百濟王③餘映爲使持節・都督百濟諸軍事・鎮東將軍・百濟王。高祖踐阼、進號鎮東大將軍。：(元嘉)七年、百濟王餘昆復修職貢、以③映爵號授之。：昆死、子慶代立。(『宋書』卷九七、百濟伝)

A—1は百濟伝の冒頭部分である。この中の『後漢書』の部分をB—1と比較すると、割注の作成者が手を入れていることが分かる。B—1で「韓有三種」の後にくる「一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁辰。」の部分は、『輪苑』三韓伝で『魏略』を引いた部分と重複するのを避けるために、注記者が勝手に省略したように見える。⁽²²⁾①のように「伯濟」を「百濟」に作ることは、『輪苑』と同時代に編纂された『梁書』・『南史』などでも同様であるので、伝写者による誤写ではなく、唐代には「百濟」の方が一般に通行していたのであろう。

A—1所引の『魏志』の場合、あたかも原文をそのまま引いていいるごとくであるが、現行本の『三国志』にはこの一節がない。さらに「馬韓有羊皮國、狗素有也。」という文章は語法的にも問題があり、B—2には羊皮国が見えないので内容的にも合わない。注記者の意図に従うならば『魏志』に基づいて「馬韓有羊皮國・狗素國也。」、もしくは「馬韓無羊皮國、有狗素也。」とすべきところであろう。A—1所引『魏志』はA—1の正文に現れる「狗素」の説明のために引かれたのであろう。しかし、そのような部分にあえて羊皮国を挙げてるのは、『輪苑』の編纂または割注作成当時に存在した『魏志』に羊皮国に関する記述があつたからではないか。それゆえ羊皮国をB—

〔輪苑〕百濟伝所引の『括地志』の史料的性質について

鄭東俊

〈表1〉伝写過程におけるA—2の脱字

| | 国名 | | | | | | | | その他 | |
|-----|-----|-------|-------|-----|------|--------|-------|-----|-------|-----|
| A—2 | 英盧 | 支侵 | 監奚卑離 | 古滿 | 内卑離 | 楚山塗卑離 | 不斯潰邪 | 奚他 | 牟盧離國 | 島 |
| B—2 | 莫盧國 | 支侵國 | 監奚卑離國 | 古蒲國 | 内卑離國 | 楚山塗卑離國 | 不斯潰邪國 | 爰池國 | 牟盧卑離國 | 乾馬國 |
| A—2 | 桑水國 | 優休牟祿國 | 臣僕沾國 | 自支國 | 古雜國 | 資離牟盧國 | 古愛國 | 英盧國 | 古卑離田 | |
| B—2 | 桑外國 | 優休牟逐國 | 臣漬沽國 | 月支國 | 古離國 | 咨離牟盧國 | 古爰國 | 莫盧國 | 占離卑國 | |

〈表2〉伝写過程におけるA—2の誤写

| | | | | | | | | | | |
|-----|----------|----------|-------------|------|-------|------|---------|------------|----|----|
| A—2 | 臣疊國 | 古滿 | 邁盧國 | 群卑離國 | 田斯烏且國 | 挺盧國 | 古榆國 | 奚他 | 小馬 | 州朝 |
| B—2 | 臣賈國 | 古蒲國 | 萬盧國 | 辟卑離國 | 白斯烏旦國 | 捷盧國 | 古臘國 | 爰池國 | 小國 | 州胡 |
| A—2 | 致利鞠國・冉路國 | 致利鞠國・兒林國 | 不彌國・挺延盧國 | 牟襄水國 | 支狗盧國 | 古卑離田 | 楚山塗卑離一國 | 難國 | | |
| B—2 | 致利鞠國・冉路國 | 致利鞠國・兒林國 | 不彌國・支牛國・狗素國 | 捷盧國 | 牟水國 | 狗盧國 | 占離卑國 | 楚山塗卑離國・一難國 | | |

〈表3〉伝写過程におけるA—2の漏落・衍字・逆転

| | 漏落 | | | 衍字 | | | 逆転 | | |
|-----|----------|----------|--|-------------|------|------|------|---------|------------|
| A—2 | 致利鞠國・冉路國 | 致利鞠國・兒林國 | | 不彌國・挺延盧國 | 牟襄水國 | 支狗盧國 | 古卑離田 | 楚山塗卑離一國 | 難國 |
| B—2 | 致利鞠國・冉路國 | 致利鞠國・兒林國 | | 不彌國・支牛國・狗素國 | 捷盧國 | 牟水國 | 狗盧國 | 占離卑國 | 楚山塗卑離國・一難國 |

2にみえる牟水國の誤写とする見解もある。⁽²⁴⁾また、A—2には狗素國がまったく見えない反面、B—2には明記されている。

A—2所引の『魏志』とB—2を比較してみよう。A—2には〈表1〉のように五〇余国の中で八箇国の一「國」字とその他の三箇所に文字を脱するなど脱字が多く、また〈表2〉のように二三字に類似の字形による誤写があり、〈表3〉のように二箇所にわたって三つの国名がそつくり脱していく、内容上に不要な文字が挿入されたり、文字

の記載順序が入れ替わつたりした所も目立つ。以上を勘案すれば、A—2では伝写者が内容について十分に理解しないまま、急いで伝写したことである。⁽²⁶⁾しかし、A—2所引『魏志』が、B—2で小国名を列挙した後の内容を省略し、直ちに「州胡國」について記していることから、全体をそのまま引用しているのではなく、A—1のように割注の作成者が手を入れて引用したことが分かる。⁽²⁷⁾また、B—2を基準にすれば誤写となるが、A—2所引『魏志』には校勘を経て、B—2の誤りを正したと思われる部分もある。⁽²⁸⁾

これらのことから、引用された『魏志』の内容上の正確さには問題が多いことが分かる。しかし、B—2は勿論、A—2所引『魏志』にも存在しない「羊皮國」についての記述がA—1所引『魏志』に見えること、A—1・2所引『魏志』が共に正確さとは無関係に割注の作成者が引用したものであることを考えれば、単なる比較によつて正確さに乏しいと断定することは難しい。但し、A—2所引『魏志』とB—2を比較すると、〈表1〉・〈表2〉のように誤字は最多二字、脱字は最多六字（二箇国）であることが確認できるので、伝写過程の問題点が内容そのものを理解するのに決定的な影響を与える程ではないといえる。⁽²⁹⁾

A—3所引『後魏書』・『宋書』とB—3・4を比較すると、前者もまたA—1・2所引『魏志』のように割注の作成者が手を入れたものであることが分かる。引用された『宋書』の文は単に中間を省略しただけでなく、A—3の「犬嘉七年、以餘映爵號授百濟王餘毗。」とB—4の「（元嘉）七年、百濟王餘毗復修職貢、以映爵號授之。」は文章の構成まで異なつてゐる。特に、引用された『後魏書』の「又百濟王上表於魏曰」の文は、割注の作成者がB—3の内容を参照して挿入した文章であるといえる。それらを除けば、『後魏書』の文章とB—3は、A—1・2と

B—1・2の場合と比べて文の異同が少ない。唯一の問題は、②のようにB—3では「高句麗」・「夫餘」と表記しているのに対し、A—3所引『後魏書』では「高驪」・「扶餘」としていることであるが、これは『魏書』において「高句麗」と表記したものを唐代以降の諸書では「高麗」または「高驪」と表記したことと関連があろう。「夫餘」を「扶餘」に改めたことについても、『周書』・『北史』・『通典』において「夫餘」と表記していたものを、『旧唐書』・『新唐書』では「扶餘」と表記したことと関連があるとも考えられるが、単なる誤写である可能性もある。

ともかく「高驪」・「扶餘」双方の表記は『翰苑』の割注が唐代における表記の変化の影響を受けていることを窺わせるものである。A—3所引『宋書』の文章は百濟伝で唯一の年代記的記事である。腆支王の名についてB—4は「餘映」に作るが、A—3⁽³⁾では「餘映」に作っており、後者は前者の誤写であるかのように見える。しかし、「餘映」は実は「餘腆」が正しく、それを「餘映」と記したと判断されるので、百濟伝ではB—4を校勘してA—3⁽³⁾のように記したのではないかと思われる。実際に後代の『通典』などにも「餘腆」と記されていて、そこではA—3の校勘が正しいと判断されたようである。

つまり、百濟伝の『魏志』・『後漢書』・『宋書』・『後魏書』の引用部分をそれぞれ現行本と比較してみると、引用部分が正確であるとは必ずしもいいがたい。ただし、単に誤写であるとみなすこともできず、一定の校勘を行つて原文の誤りを正したと判断できる箇所も散見する。また、当該部分の文をそのまま引用するのではなく、割注の作成者が手を入れて引用する場合があることも、改めて確認できた。

2 百濟伝と「括地志」の史料的系統

「括地志」の史料的性格を考えるに先立つて、百濟に関する項目（以下の(1)～(17)）とその配列順序を基準とした場合、「括地志」と百濟伝の史料的系統が他の文献と比較してどのような特徴を有するかについて、まず見

ておくこととする。
百濟に関する中国王朝側の最初のまとまつた記録である南齊代成立の『宋書』

から元代成立の『文献通考』まで一七種の文献に伝えられる内容は、年代記的な記事を除くと、おおよそ一七個の項目に分類できる。そ

のなかでも記事の内容が最も豊富な『通志』の順序に従つて列挙すれば、(1)出自、(2)地理情報及び遼西進出、

| | | | | | | | 書名 | | 項目 | | | | |
|-----|-----|------|----|-------|----|----|----|----|------|----|----|----|--------------|
| | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | 6 | | 5 | | 4 | | 3 | | 2 | | 1 | |
| 新唐書 | 旧唐書 | 文献通考 | 通志 | 太平寰宇記 | 通典 | 北史 | 翰苑 | 隋書 | 冊府元龜 | 周書 | 魏書 | 梁書 | 建康実錄 梁職貢図 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (1) |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (2) |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (3) |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (4) |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (5) |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (6) |
| | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (7) |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (8) |
| | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (9) |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (10) |
| | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (11) |
| | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (12) |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (13) |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (14) |
| | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (15) |
| | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (16) |
| | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (17) |

(3) 中央と地方、(4) 王室、(5) 官制、(6) 五部制及び五方制、(7) 種族、(8) 文化、(9) 租税、(10) 刑罰、(11) 風俗、(12) 気候・物産、
(13) 黄漆樹、(14) 大姓八族、(15) 祭祀、(16) 島嶼地域、(17) 義慈王、となろう。

この中で百濟伝が言及する内容は、(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(8)、(11)、(14)、(15)、(16)の全一〇項目である。残りの(4)、
(7)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)の七項目については言及されていない。但し、(13)は『通典』、(17)は『太平寰宇記』で初め
て登場する項目で百濟伝以降に新しく現れた内容であり、また、(7)は全体の一七種の文献の中で『梁書』、『隋書』、
『南史』、『北史』、『通志』の五種の文献にのみ記されている。つまり、(4)、(9)、(10)、(12)は、一般的な事柄であるに
も拘わらず百濟伝には記されていないことになる。しかし、その点にこそ百濟伝の内容の特徴を見いだすことがで
きると思われる。

また一七種の文献が百濟に関して各々どの項目に言及しているのかについて注目すると、大別して七つの系統に
分類できる。それらをまとめれば、前掲表のようである。これより本稿で扱う百濟伝は、前掲表の分類のなかでは、
『隋書』に近く、『周書』・『北史』とも一定の近似性が見られる。しかし、配列の順序から見た場合、百濟伝は(3)(1)
(15)(14)(5)(6)(3)(16)(2)(8)(11)で、『周書』(1)(2)(3)(4)(5)(6)(8)(9)(10)(11)(12)(15)・『北史』(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(14)(15)(16)は勿論、『隋
書』(1)(2)(3)(5)(6)(7)(8)(11)(12)(14)(15)(16)とも大きく異なっている。項目番号の基準とした『通志』(1)、(16)も『北史』など
の中国正史の配列順序に従つた。百濟伝はそれと異なつて史料的独自性が見える。

ところで、先に検討したように、『翰苑』では文献の原文をそのままには引用せず、割注の作成者が手を入れた
場合があった。『太平御覽』所引の『北史』・『南史』・『唐書』などがそうであるように、「括地志」も『括地志』の

百濟に関する史料を網羅したものではなく、割注の作成者が必要に応じて適宜節略したものであろう。従つて、「括地志」が散佚している状況で、百濟伝所引の佚文のみから百濟に関する『括地志』全体について内容上の特徴や記載順序を議論することは困難であろう。しかし、百濟伝所引の佚文という限界の中であるが、その中における「括地志」の内容上の特徴を検証することは可能であろう。

一、「括地志」の史料的性格について

1 既存の記録の補完

前述の分類は、あくまでも百濟に関する言及されている項目の有無を基準にしたものである。しかし、具体的な記述を一つ一つ分析したうえでないと、史料系統の関連性は明らかにできない。以下ではこれまでに知られている「括地志」の百濟関係記事を、百濟伝の記載順序通りに一つずつ取り上げ、それを補足できると思われる他の文献の記事と対照させて検討したいと思う。

A—4 奉仇台之祠、慕夫餘之曹「胄」。後魏書曰……宋書曰……括地志曰：「百濟城立其祖仇台廟、四時祠之也。」

A—5 因四仲而昭敬、隨六甲以標年。括地志曰：「百濟、四仲之月祭天及五帝之神、①冬夏用鼓角、奏歌舞、春秋奏歌而已。」

B—5 其王以四仲之月、祭天及五帝之神。又每歲四祠其始祖仇台之廟。 (『周書』卷四九、百濟傳)

B—6 每以四仲之月、王祭天及五帝之神。立其始祖仇台廟於國城、歲四祠之。 (『隋書』卷八一、百濟傳)

〔輪苑〕百濟伝所引の『括地志』の史料的性格について

鄭東俊

B—7 其王每以四仲月祭天及五帝之神。立其始祖仇台之廟於國城、歲四祠之。

(北史 卷九四、百濟伝)

B—5～7の内容は類似するが、B—5よりもB—6・7の方が詳しい。A—4の「括地志」はB—6の後半に基づいていると考えられる。A—5の「括地志」はB—5～7の前半の内容に対応するが、A—5①のようにB—5～7には見られない内容もみられる。A—5の「括地志」には誤写や脱字は特に無く正確さが高いので、史料として十分利用できる。この佚文は構成上二分されることが特徴であるが、これは『括地志』の原文で元々そうであったのか、あるいは『翰苑』の割注の作成者が手を入れた結果であるかは不明である。なお、A—4・5では「括」字は殆ど「括」字に作っているが³²⁾、これは伝写者が、字形と通用字についてあまり頓着していなかつたことを示すものかもしれない。A—4で「城」を「城」に作っているが、これも同様の事例である。

A—6 八族殊胤、五部分司。括地志曰：「隨問〔隋開〕皇中、其王名昌。昌死、子餘宣〔立〕、子死「死、子」餘樟〔璋〕立。其國有沙氏・燕氏・①劔氏・解氏・①眞氏・國氏・木氏・①首〔苜〕氏、此八族其大姓也。其官有〔十〕六等。左平五人第一等、達率卅人第二、恩率以下無員第三、德率第四、打〔抨〕率第五、奈率第六、六等以上冠飾銀花。將德第七、紫帶。施德第八、皂帶。固德第九、赤帶。季德第十、青帶。②對德第十一、以下皆黃帶。文督第十二、武督第十三、以下皆白帶。佑「佐」軍第十四、據「振」武第十五、尅虞第十六。又其內官有前内部・穀部・内部・棟部・功德部・藥部・木部・法部・後宮部。③又有將長、外官有司軍部・司從「徒」部・司空部・司寇部・點口部・客部・外舍部・綱部・白「日」官部。③凡此衆官各有宰、官長在任皆三年一伐「代」。」

B—8 開皇初、其王餘昌遣使貢方物、：官有十六品・長曰左平、次大率、次恩率、次德率、次杆率、次奈

率、次將德、服紫帶・次施德、皂帶・次固德、赤帶・次李德、青帶・^②次對德以下、皆黃帶・次文督、次武督、次佐軍、次振武、次剋虜、皆用白帶。其冠制並同、唯奈率以上飾以銀花。長史三年一交代。：國中大姓有八族、沙氏・燕氏・^①荔氏・解氏・^①貞氏・國氏・木氏・^①苗「笪」氏。：昌死、子餘宣立、死、子餘璋立。

（『隋書』卷八一、百濟伝）

B—9 官有十六品・左平五人、一品・達率三十人、二品・恩率、三品・德率、四品・抒率、五品・奈率、六品・已上冠飾銀華。將德、七品・紫帶。施德、八品・皂帶。固德、九品・赤帶。季德、十品・青帶。^②對德、十一品・文督、十二品・皆黃帶。武督、十三品・佐軍、十四品・振武、十五品・剋虜、十六品・皆白帶。自恩率以下、官無常員。各有部司、分掌衆務。內官有前內部・穀內部・內掠部・外掠部・馬部・刀部・功德部・藥部・木部・法部・後宮部。外官有司軍部・司徒部・司空部・司寇部・點口部・客部・外舍部・綱部・日官部・市部。長吏三年一交代。：國中大姓有（八）族、沙氏・燕氏・^①荔氏・解氏・^①貞氏・國氏・木氏・^①苗氏。：隋開皇初、餘昌又遣使貢方物、：餘昌死、子餘璋立。

（『北史』卷九四、百濟伝）

B—8・9の大姓八族の部分は、B—9に「八」字を脱しており、またB—9^①のように「貞氏」と「眞氏」という違いが見られるものの、ほとんど同じである。A—6の「括地志」の大姓八族の記事もB—8・9のそれと殆ど同じであるが、①は「荔氏」を「荔氏」に、「苗氏」を「首氏」としている点では異なっている。B—8・9の中でA—6の「括地志」の大姓八族の記事と最も近似するものをあえて選ぶならば、「眞氏」という表記が共通するB—9が該当するが、B—8・9はともに「括地志」と近似するといえるので、それほど大きな意味があるとは

〔翰苑〕百濟伝所引の『括地志』の史料的性質について

鄭東俊

思われない。但し、「荔氏」とするよりも「忍氏」とする方が正確な表記と思われ⁽³³⁾、「苗」よりも「首」が字形上「苗」に近いことから、「國氏」を脱していることを除けば、史料の正確さはA—6の「括地志」が最も高いといえる。「八族」という表現から見て、「國氏」の脱漏は伝写の過程で生じたものと思われる。

B—8・9とA—6の「括地志」の官等名は殆ど一致している。違いがあるとすれば、B—8・9では官等を「品」で数えるのに対し、A—6の「括地志」では「等」で数えていることが挙げられる。官等名を一つ一つ比較すれば、A—6の「括地志」はB—8よりB—9に近い。⁽³⁴⁾反面、官等別の帶色の区別については、(2)のように、A—6の「括地志」は、「對德」と「文督」を同じ黄帯とするB—9より、「對德」を黄帯、「文督」を白帯とするB—8に近い。これは、『括地志』の撰者がB—8に従うよりも、当時知られた最も正確な内容を叙述しようと努めた結果と推測される。⁽³⁵⁾

二二部の名称についても、A—6の「括地志」はB—9とたいてい一致するが、幾つかの部を脱している。湯浅幸孫氏のように、従来はこれを伝写の過程での脱漏と解していたが、A—6には⁽³⁾のようなB—9には見えない内容が含まれており、中国側もしくは百濟側の時代の経過によってB—9の二二部がA—6の一八部に変化したとみなすことができる。⁽³⁶⁾伝写の過程での脱漏とするにはその内容が多過ぎ、一、二字または一、二語の誤写や脱漏に留まる他の部分とは相違が大き過ぎる。他の史料に見えない新たな内容が現れていることは、「括地志」全体にわたつてみられる現象であるから、時代の経過による変化とみなす方がより適切であると考えられる。

A—7 西據安城、南隣巨海。括地志曰：「…又國〈西〉南海中、有大島〔島〕十五所、皆①置城邑、有人居之。」

B—10 國西南人島居者十五所、皆①有城邑。

(隋書) 卷八、百濟伝

B—11 百濟國西南海中、有大島十五所、皆①置邑、有人居、屬百濟。

(輯本『括地志』卷八、外蕃)

B—12 百濟國西南渤海中、有大島十五所、皆①邑落、有人居、屬百濟。

(『括地志輯校』卷四、東夷)

A—7は「括地志」の中で、唯一佚文同士で対照が可能な部分である。A—7の「括地志」の基礎となる記録はB—10であるが、これは「括地志」の編纂過程でB—11のように変化したと考えられる。B—12は他の文献によつてB—11を若干校勘したものである。編纂年代は「隋書」が六三六年で「括地志」が六四二年であることを考へれば、「括地志」はB—10を参照したと推測できる。輯本「括地志」と「括地志輯校」は「括地志」を参考していな。 「大島十五所」の位置とその行政単位について、①のよう若干の表現の違いはあるが、およそみな類似の内容を伝えている。特に、A—7の「括地志」がB—10と最も近似することから見て、A—7の文章を作る時にB—10によつて原文の内容を校勘した可能性もあるう。

A—8 因四仲而昭敬、隨六甲以標年。括地志曰：「解陰陽五行、用宋元嘉曆、①其紀年無別号^{アマ}、但數六甲爲次第。亦解盤療・著「蓍」龜・占相。婚姻之礼^{アマ}、略〈同〉於華。喪父母及夫〈者〉、皆制服三年、餘親葬訖、卽除「除」。②其葬亦有置屍於山中者、亦有埋殯之。」

A—9 文吏兼能、碁射雙美。括地志曰：「百濟俗尙騎射、有文字、能吏事。以兩手據地爲敬。有僧尼無道士、甚多寺塔。其戲有投壺・圍碁・樗蒲・厄雙反〔及〕弄珠等雜戲也。」

B—13 拜謁之禮、以兩手據地爲敬。……俗重騎射、兼愛墳史。其秀異者、頗解屬文。又解陰陽五行。用宋元

〔輪苑〕百濟伝所引の『括地志』の史料的性格について

鄭東俊

第九十二卷 一三七

嘉曆、以建寅月爲歲首。亦解醫藥・卜筮・占相之術。有投壺・樗蒲等雜戲、然尤尙奕棋。僧尼寺塔甚多、而無道士。……婚娶之禮、畧同華俗。父母及夫死者、三年治服・餘親、則葬訖除之。

〔周書〕卷四九、百濟伝

B—14 俗尙騎射、讀書史、能吏事、亦知醫藥・蓍龜・占相之術。以兩手據地爲敬。有僧尼、多寺塔。有鼓角・

箜篌・箏・竽・箎・笛之樂、投壺・圍棋・樗蒲・握槊・弄珠之戲。行宋元嘉曆、以建寅月爲歲首。……婚娶之禮、略同於華。喪制如高麗。

〔隋書〕卷八一、百濟伝

B—15 拜謁之禮、以兩手據地爲禮。……俗重騎射、兼愛墳史、而秀異者頗解屬文、能吏事。又知醫藥・蓍龜、與相術・陰陽五行法。有僧尼、多寺塔、而無道士。有鼓角・箜篌・箏・竽・箎・笛之樂、投壺・樗蒲・弄珠・握槊等雜戲。尤尙奕棋。行宋元嘉曆、以建寅月爲歲首。……婚娶之禮、略同華俗。父母及夫死者、三年居服、餘親則葬訖除之。

A—8・9とB—13・15は同様の内容を伝えているごとくであるが、その構成はみな異なっている。比較してまとめれば、左表のようになる。まず、B—13・15から検討すれば、B—14はB—13と比べて五行が外され楽器が加えられるとともに、B—13の拜礼・曆法・術・宗教の順が変えられている。これに比べてB—15はB—13・14の全項目を漏れなく叙述する一方で、文まではB—13の順に、術以降はB—14の順に従つてゐる。即ち、

| | | | | |
|------|------|------|-----|-----|
| B—15 | B—14 | B—13 | A—9 | A—8 |
| 拜礼 | | 拜礼 | | |
| 騎射 | 騎射 | 騎射 | | |
| 文 | 文 | 文 | 文 | |
| 術 | 術 | 五行 | | 五行 |
| 五行 | 拜礼 | 曆法 | 拜礼 | 曆法 |
| 宗教 | 宗教 | 術 | 宗教 | 術 |
| 楽器 | 樂器 | | | |
| 雜戯 | 雜戯 | 雜戯 | 雜戯 | |
| 曆法 | 曆法 | 宗教 | | |
| 風俗 | 風俗 | 風俗 | | 風俗 |

〔北史〕卷九四、百濟伝

B—15はB—13・14を折衷した構成を取っている。

「括地志」ではB—13～15の内容がA—8・9に分かれている。これも『括地志』の原文においてすでに分けて叙述されていたのか、割注の作成者が手を入れて一つの文章を分けたのかは定かではない。まずA—8の「括地志」はB—13の順に従つているが、暦法の部分に①のようにB—13～15にはない新たな内容が追加されている。次にA—9の「括地志」はB—14の順に従つている。A—8の「括地志」のように新たな内容は追加されてはいないが、表現方法の面でB—14と違いがある。つまり、A—8・9の「括地志」は、内容的にはB—13・14を折衷したものであるが、それ二つを別個に引用しており、その構成も異なることから、B—15とは大きな相違がある。

B—13・15の「婚娶之禮」以下は文字的に殆ど違ひがない。A—8の「括地志」もこれと多く異ならないが、②のように末尾にB—13～15には見えない殯葬について記されている。また幾つかの部分で意図的な表現上の違ひが目立つ。

つまり、これまで検討したA—4～9の「括地志」は既存の記録の内容に従いながらも、適宜その文を補つてい る。これが何を意味するのかについては、次節の検討によつて明らかになろう。

2 独自の記録と史料的性 格

先に検討したA—4～9の「括地志」が既存の記録の内容に従いながらも、その文を補つているのに対し て、百濟伝には他の文献に殆ど見られない独自の内容の「括地志」も見える。そこで次に、独自の内容を中心とする部分

を百濟伝の記載順によつて一つずつ検討する。

A—10 八族殊胤、五部分司。括地志曰：「… 王所都城内、又爲五都〔部〕、皆建〔達〕率領之、又城中五巷、士庶居焉。又有五方、②若中夏之都督、方皆建〔達〕率領之。每方管郡、②多者至十、小〔少〕者六七、郡將皆②恩率爲之。②郡縣置道使、亦城名〔名城〕主。」

A—11 西據安城、南隣巨海。括地志曰：「②百濟王城方一里半、北面、累石爲之。城水〔下〕可方〔万〕餘家、即五部之所也。一部有兵五百人。又國南二百六十里、有古沙城。城方百五十里步、此其中方也、方繞〔統〕兵千二百人。國東南百里、有得安城、城方一里、此其東方也。國南三百六十里、有卞城、城方一百卅步、此其南方也。國西三百五十里、有力光城、城方二百步、此其西〔方〕也。國東北六十里、有①能〔熊〕津城、一名①固麻城、城方一里半、此其北方也。其諸方之城、皆憑山險爲之、亦有累石者、其兵多者千人、少者七八百人。城中戶〔人〕多者千人、少者七八百人、城中戶多者至五百家。諸城左右亦各〔有〕小城、皆統諸方。…」

B—16 治①固麻城。其外更有五方…中方曰古沙城、東方曰得安城、南方曰久知下城、西方曰刀先城、北方曰①熊津城。

(周書) 卷四九、百濟伝

B—17 其都曰①居拔城、亦曰①固麻城。其外更有五方、中方曰古沙城、東方曰得安城、南方曰久知下城、西方曰刀先城、北方曰①熊津城。…都下有方〔萬〕〔家〕、分爲五部、曰上部・前部・中部・下部・後部、部有五巷、士庶居焉。部統兵五百人。五方各有方領一人、以達率爲之、方佐貳之。方有十郡、郡有將三人、以②德率爲之。統兵一千二百人以下、七百人以上。城之内外〔人〕庶及餘小城、咸分隸焉。 (北史) 卷九四、百濟伝)

A—10・11の「括地志」とB—16・17の分量を比較すると、A—10・11、特にA—11の「括地志」の方が内容が豊富で記述も詳しい。B—16・17にない内容が多く、また①のようになにB—16・17では固麻城（＝居拔城）と北方城の熊津城が区別されているが、A—11では北方城の熊津城の別名を固麻城として、②の王城と区別している。ところで、A—11・B—16・17に見える固麻城は熊津城の別名であり、五三八年に遷都した泗沘城とは別の城を指すので、B—16・17よりA—11の方がより正確であるといえる。五方の方城名はB—16・17共に一致しているが、A—11の「括地志」とは多少違がある。また、A—11の「括地志」には、B—16・17その他の文献に見えない、五方城の周囲の長さと位置についての記録が伝えられている。王城と五方城の各々について詳しく叙述している点は、地理書たる「括地志」と共通する特徴である。従つて、B—17はB—16に基づいているが、A—11の「括地志」は独自の記録に近いといえる。

B—17とA—10・11の「括地志」は類似の項目について叙述しているが、叙述の方法は全く異なっている。「括地志」がB—17に基づくのではないからであろう。B—17に当たる内容が百濟伝では二つに分離されているのは、「括地志」の原文でもともと分離されていたためである可能性が高く、そのことはA—10・11の「括地志」が独自の記録であることを示している。内容上の違いとしては、②についてB—17では郡将の任命対象を「徳率」としているのに対してもA—10の「括地志」では「恩率」としていること、道使についての記録があること、そしてA—11の「括地志」に都城の周囲の長さと構造について説明のある点である。従来、湯浅幸孫氏のように、A—10の「括地志」の恩率はB—17の徳率の誤写とされてきたが、A—10の記録の方がはるかに詳しいことからすれば、B—17

の百濟地方統治制度が時代の経過によりA—10のように変化して具体化したと考えるべきである。⁽⁴⁰⁾ B—17の叙述は概略的であるが、A—10の「括地志」には②のように所々に詳細な説明が多く、B—17に比べて具体的であることも、このような推定を裏付けるであろう。

A—12 鶴山東峙、貫四序以同華。括地志曰：「烏山在國北界、大山也、草木鳥獸与中夏同。又國東有鷄藍山、山南又有祖粗山。又國南界有霧五山、其山草木冬夏常榮。又有旦那山、在國西界。又有山旦山・禮母山、並石〈山〉、在國南①之也。」

A—13 熊水西流、倨百川百「而」齊鷺。括也「地」志曰：「熊津河源出國東界、西南流、經國北百里、又西流入海、廣處三百步、其水至清。又有基汶河在國、源出其國南山、東南流入大海、其中水族与中夏同。」

A—12・13の「括地志」の地理情報は、他のどの文献にも見えない独自の情報である。⁽⁴¹⁾ 「括地志」は地理書であるので、その編纂当時の情報が直接反映されていると想定される。なおA—12の「括地志」の①は、いわば注末の助字として伝写の過程で加えられたものである。⁽⁴²⁾

以上、「括地志」の各部分を(1)～(17)の分類別に検討してみた。この「括地志」は、誤写や脱漏を勘案するとしても、特定の史料にそのまま基づいているというよりは、独自の内容を新しく追加したり、同じ内容でも表現方法を変えたりするなど、新たに改変された側面が強かつた。

つまり、『括地志輯校』のように伝写の過程の問題点を挙げて、『翰苑』や『括地志』を収録しなかつたり、『翰苑校釈』のように校勘する過程で「括地志」の文に大幅な修訂を加えたりするなど、既存の研究には問題があると

いえる。特に、『翰苑校釈』では、史料の系統上百済伝との関係が不明な『周書』・『北史』など特定の史料に基づいて大幅に校勘することが多かつた。⁽⁴³⁾しかし、百済伝も「括地志」も、多くの部分で既存の史料を踏襲せず再編成したり、新たな内容を追加したと考えられるので、特定の史料に基づく校勘は適切な方法ではないであろう。

一方、同じく『翰苑』に引用された『高麗記』は、『旧唐書』・『新唐書』・『通典』・『太平寰宇記』などに引き継がれ⁽⁴⁴⁾、また『旧唐書』・『新唐書』・『新五代史』などの正史類が『翰苑』新羅伝から影響を受ける一方で、『括地志』の記録は殆ど後代に引き継がれていない。先述のように、百済伝所引『東夷記』の記録が『通典』・『文献通考』にまで引き継がれたことを考えれば、若干意外な感がある。『括地志』が宋代には既に散佚していたことを勘案しても、百済伝所引の記録のみが後代に引き継がれず、どの文献にも見えない独自の内容が多いことの背景は説明したい。あえて解釈すれば、後代の中國王朝の文献においては『翰苑』を直接引用した事例がないことから、百済伝を始めとする『翰苑』の蕃夷部は『高麗記』・『括地志』などより早く中国大陸で散佚したのではないかと思われる。⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁷⁾

3 「括地志」が独自に伝える百済の情勢の年代

『括地志』の百済関係記事が対象とする年代を考える上で、『周書』などに目を向けてみると、『周書』百済伝は西魏・北周代（五三五～五八二）の百済の状況を、『隋書』百済伝は隋代（五八一～六一八）の百済の状況を伝えたものである。『北史』百済伝はそれら『周書』と『隋書』の内容を折衷して若干の校勘を加えたものである。従つて、これらはいずれも唐初に編纂された史籍であるにも拘らず、隋代（五八一～六一八）以前の事実のみを伝えていたと

いえる。

一方、『括地志』は地理書という性格上、六四二年の編纂当時の情報を含んでいる可能性が高い。⁽⁴⁸⁾ そのことは『括地志』の編纂過程をみれば、明らかであろう。即ち『括地志』は、「貞觀十三年（六三九）大簿」などに基づいて編纂されたもので、同一六年（六四二）に奏呈された。⁽⁴⁹⁾ このうち、唐の内地に関する情報は「貞觀十三年大簿」などに基づいたことが分かるが、外蕃に関する情報は何に基づくものなのかは記されていない。これについては以下の記事が注目される。『括地志』は唐の太宗の勅令による官撰であるので、情報の収集方法は同じであると想定されるからである。『唐會要』卷六三、史館上の諸司応送史館事例条に

祥瑞、禮部毎季具錄送。天文祥異、太史毎季并所占候祥驗同報。蕃國朝貢、①每使至、鴻臚勘問土地・風俗・衣服・貢獻道里遠近、并其主名字報。蕃夷入寇及來降、表狀、中書錄狀報。露布、兵部錄報。軍還日、軍將具錄陷破城堡、傷殺吏人、掠擄畜產、并報。：已上事、並依本條、所由有卽勘報史館、修入國史。

とあり、①によれば、外蕃の使臣が至る毎に、鴻臚寺はその外蕃に関する各種の情報を集めて史館に報告することになっている。従つて、『括地志』に記されている百濟に関する情報も、百濟の使臣が鴻臚寺に伝えた情報に基づいたものであろう。百濟の使臣が唐に初めて至ったのは武德四年（六二一）の一〇月のことであるから、少なくとも独自情報の年代はそれ以降であると考えられる。中国正史の外国列伝は、鴻臚寺に伝えられた「蕃國朝貢」の情報と、中書省と兵部に報告された「蕃夷入寇」の情報を合わせて作成されるが、『括地志』は地理書であるから「蕃國朝貢」の情報だけでも十分であつたと思われる。

此との関連で A—10 で方領を都督に譬えている箇所が注目される。唐代に都督が初めて置かれたのは武徳七年（六二四）二月であるので、それが独自情報の年代の上限となるからである。また、A—6 の「括地志」には左平が五人であるとあり、六佐平についての記録がないことからすると、六佐平の設置時期が独自情報の年代の下限であろう。百濟の六佐平の設置時期は、貞觀二年（六二八）の正月に一元的な四等官制が行われた以降なので、六三〇年代である可能性が高い⁽⁵²⁾。以上によれば、「括地志」は六二四年～六三〇年代の初頭頃までの百濟情勢を反映している可能性が高いといえる。すなわち、「括地志」は、『隋書』と『旧唐書』がそれぞれ記述の対象とする時期の間、つまり隋唐交替期の百濟の情勢を示していると考えられる。

むすびにかえて——百濟伝の活用と校勘の方法——

以上、現存する百濟伝の作成の背景と記録上の特徴、「括地志」の史料系統と記録上の独自性及び叙述対象の年代について検討した。「括地志」には『隋書』・『北史』と『旧唐書』・『新唐書』の間の時期における百濟のことが記されている。それゆえ、『隋書』・『北史』以降の変化を記述しているので、『隋書』・『北史』の内容に基づいて直ちに校勘できない部分が多い。また、『翰苑』の他の部分と同様に、誤字・脱字などを前後の脈絡から補訂できる箇所が多い。更に、いつのことか不明であるが、他の文献に見えない独自の叙述もあった。このような点を考慮すれば、誤字・脱字があるというだけで百濟伝および「括地志」の史料的価値を過小評価することには再考の余地がある。

【翰苑】百濟伝所引の『括地志』の史料的性格について

鄭東俊

第九十二卷

一四五

但し、数多くの誤字・脱字の校勘の問題が依然として残されている。校勘を経ていない状態では史料として利用するには一定の困難があるからである。しかし、誤字・脱字の殆どは伝写の過程で生じたものであるが、それは伝写者が内容は勿論、字形と通用字についてそれほど厳格でなかつたからであろう。そのため、前後の文脈などを参照することによつて校勘が可能となるであろう。問題は伝写の過程で生じた誤字・脱字の校勘よりも、『輪苑』の割注の作成過程または『括地志』の編纂過程で起きた誤りの校訂であろう。しかし、どのような史料も誤りがあるはずで『括地志』が地理書として最新情報を伝えていることを考えれば、そのような誤りは史料的価値を失わせるものではないと考えられる。『周書』・『隋書』・『北史』などと比較・検討する過程で『括地志』が叙述対象の年代上のどの文献にもない記録を多く含んでいることを考えれば、むしろ編纂過程で生じた誤りは前後の時期の史料と比較・検討することによつて十分に校訂できるであろう。

このように、伝写の過程で生じた誤字・脱字を校勘した後、前後の時期の史料と比較・検討しながら史料として利用する場合には、「括地志」の史料的価値は非常に高いと評価できる。

最後に、中国正史の百済記述において、『隋書』は隋代（五八一～六一八）、『旧唐書』は六一八年以降について記していることに対して、「括地志」は、六二四年～六三〇年代の初頭頃について記しているので、隋唐交替期である七世紀初頭という過渡期的な時期において、変化の渦中にあつた百済の情勢をうかがうことでも有効な史料であると思われる。従つて、例えば先に指摘したように官司制における一二部が一八部に減少されたことや地方統治制度の変化など、六～七世紀の各種の制度の変化を考える際に有効に活用しなければならない史料であるといえる。

これらの問題については、今後検討していきたいと思う。

註

- (1) 百濟伝を『翰苑』の他の部分と共に扱った金鍾完の最近の論文、「『翰苑』의 문학적 검토—夫余·三韓·高句麗·新羅·百濟传기사의 검토—」(『한중관계 2000년』동행『고구유의 역사』소나무, 二〇〇八年)が唯一である。
- (2) 李文基が内容に踏み込んで検討したことがあるが、「泗沘時代百濟의 前内部体制의 運營과 变化」(『百濟研究』四二、二〇〇五年、六四〇七一頁)百濟伝にみえる官制の部分のみを検討したもので、全体を扱つたものではない。
- (3) 竹内理三「解説」(『翰苑』、吉川弘文館、一九七七年)、一五一頁。
- (4) 和田英松「翰苑に見えたる冠位十二階の称呼」(『史学雑誌』二八一八、一九一七年。後に同氏『国史国文之研究』、雄山閣、一九二六年に再録)・内藤虎次郎「旧鈔本翰苑に就きて」(『支那学』一一八、一九二三年。後に同氏『内藤湖南全集』七、筑摩書房、一九七〇年に再録)・神田信夫「古鈔本翰苑について」(『駿台史学』一〇、一九六〇年)・竹内理三前掲註(3)論文・湯浅幸孫「前言」(『翰苑校釈』、国書刊行会、一九八三年)などがある。
- (5) 郭丞勲「翰苑」신라전연구」(『韓国古代史研究』四三、二〇〇六年)・申鉉雄「翰苑」三韓伝과『魏略』의逸文(1)・『한원』인용문분석과 검토—」(『新羅文化』三一、二〇〇八年)・金鍾完前掲註(1)論文。
- (6) 李文基前掲註(2)論文、六六〇七〇頁・郭丞勲前掲註(5)論文、二六五～二六七頁。
- (7) 和田英松前掲註(4)書、一五五～一五六頁。
- (8) 内藤虎次郎前掲註(4)書、一一九～一二〇頁。
- (9) 竹内理三前掲註(3)論文、一四三頁。
- (10) 内藤虎次郎前掲註(4)書、一一九頁・神田信夫前掲註(4)論文、一二三頁・竹内理三前掲註(3)論文、一五一頁。
- (11) 湯浅幸孫前掲註(4)論文、四～八頁。
- (12) 全海宗『東夷伝의 文獻的研究』(一潮閣、一九八〇年)、四四～四六頁。
- (13) 佐藤進「類書『翰苑』の注末助字—併せて遼海叢書の校書を窺う—」(『富山大学文理学部文学部紀要』四、一九七七年)、三～四頁。
- (14) 内藤虎次郎前掲註(4)書、一二〇～一二一頁。

(15) 湯浅幸孫前掲註 (4) 論文、四〇五頁。

(16) 湯浅幸孫前掲註 (4) 論文、五頁。

(17) 内藤虎次郎前掲註 (4) 書、一二四頁。

(18) 『通典』・『文献通考』には、百濟伝に引用された『東夷記』の「建居狹城」と似た「建居拔城」の句が見える。

(19) 賀次君「前言」(『括地志輯校』、中華書局、一九八〇年)、一〇三頁。

(20) 金鍾完前掲註 (1) 論文、三四二～三四三頁。

(21) 以下、百濟伝については、正文をゴチックの大字で、割注を明朝の小字で表示した。中国正史は中華書局点校本を底本にした。『翰苑』は竹内理三校訂・解説前掲註 (3) 書の影印を底本にしたが、判読は竹内理三校訂・解説前掲註 (3) 書・湯浅幸孫校訛前掲註 (4) 書の校訂文から校勘以前の状態に共通するものを選んだ。判読に相違がある場合には一つを選んで別途言及した。「」は文字の校訂、へは脱字の補足、斜体字は衍字で、それらは上記両書の校訂文を参照して筆者が校勘したものである。

(22) 金鍾完前掲註 (1) 論文、三〇七頁。

(23) 湯浅幸孫校訛前掲註 (4) 書、九九頁の校勘を参照。

(24) 金毓黻『遼海叢書』一五(遼海書社、一九八七年。同氏『遼海叢書』第八集上、石文閣、一九三四年の影印本)、

五一頁。

(25) 但し、註(28)のようにこの中で一部はB-2の誤りを直したものである可能性があるので、全てが誤写であるとは断定しがたい。

(26) 竹内理三は高官を歴任した者の書写とはみなしがたい程に誤字・脱字が多いと指摘する(前掲註(3)論文、一四四～一四五頁)。

(27) 竹内理三などは、割注の作成者がもとの文章に手を入れて引用したとしても、全体の意味は通じるとしている「竹内理三前掲註(3)論文」一四五頁・奥村郁三『翰苑・竹内理三博士の校訂について』(関西大学法学論集)二八一四・五・六、一九七九年)、一九六〇(一九七頁)。

(28) A-1の「桑水國」・「英盧國」などはB-2の「桑外國」・「莫盧國」よりもむしろ正しい表記だとすでに指摘されている(湯浅幸孫校訛前掲註(4)書、一〇〇頁)。これ以外に、A-1の「自支國」は明らかな誤写であるが、B-2の「月支國」よりは『後漢書』卷八五、韓伝の「日支國」に引きずられた表記と考えられる。A-1の「古卑離田」も明らかな誤写であるが、B-2の「占離卑國」よりは、頻繁に現れる「・卑離國」系統の「古卑離國」を伝写する過程で生じた誤りだと推測される。A-1の「邁盧國」も

『南齊書』百濟伝などに現れる「邁盧王」を参照すれば、

B—2の「萬盧國」よりも正しい表記である可能性が高い。

(29) 申鉉雄前掲註 (5) 論文、一三五～一三八頁によれば、『翰苑』の他の部分にもあてはまる。特に『翰苑』の誤字及び衍字の多くは、推定して校勘することがさほど困難ではないことに注目される。

(30) 賴支王の名は『宋書』・『梁書』・『南史』・『冊府元龜』には「餘映」とする。しかし、同時代性が高い『梁職貢図』を始め、中國王朝側の『通典』・『太平寰宇記』・『通志』・『文献通考』のみならず、朝鮮側の『三国史節要』・『海東繹史』などみな「餘映」とすることは注目すべきであるので、本稿では「餘映」が正しいと判断した。

(31) 編纂順に列挙すれば(編纂時期が同じである場合、叙述対象の年代の順による)、『宋書』・『梁職貢図』・『魏書』・『梁書』・『周書』・『隋書』・『南史』・『北史』・『翰苑』・『建康実錄』・『通典』・『旧唐書』・『太平寰宇記』・『冊府元龜』・『新唐書』・『通志』・『文献通考』の一七種である。

(32) 但し、竹内理三と湯浅幸孫は、「^ホ」偏と「木」偏が通用することから、「括」に釈文していた。

(33) 『日本書紀』には「木劔」氏と記しており、さらに発音の類似する「木羅」氏が記されている。『三国史記』に

「木劔」氏と記されてはいるが、中國王朝の記録にそのままで従つたに過ぎないので、「荔」氏よりも「劔」氏が実在した可能性が高い。

(34) B—8は「大率」・「抒率」・「季德」、B—9は「達率」・「抒率」・「季德」、A—6は「達率」・「打「抒」率」・「季德」である。

(35) 『三国史記』を基準にした場合、誤写とみなしえる部分はあるが、百濟官等名の正確度はA—6の方がB—8・9より高いといえる。また、帶色の部分は“徳系官等”という基準によつて区分されているA—6・B—8の方がB—9より整合的ではないかと思われる。

(36) 李文基前掲註 (2) 論文、六五～六九頁。

(37) (清) 孫星衍輯『叢書集成初編』括地志・二 (岱南閣叢書の影印本として中華書局、一九九一年)、二四〇頁。張守節の『史記正義』の中で五帝本紀(中華書局点校本『史記』の四四頁)から輯佚した部分である。

(38) 賀次君輯校前掲註 (19) 書、一二五二頁。『史記正義』の中で夏本紀(中華書局点校本『史記』の六〇頁)から輯佚した部分である。

(39) 李弘植『梁職貢圖論考』(『韓國古代史の研究』、新丘文化社、一九七一年)、四〇四～四〇五頁。

(40) 李根雨「百濟의 方郡城制관련사료에 대한 재검토」
『韓國古代의 考古와 歷史』、学研文化社、一九九七年)、三
四九～三五三頁。

(41) 金鍾完前掲註 (1) 論文、三五七～三五八頁。

(42) 佐藤進前掲註 (13) 論文、六～一五頁。

(43) 『北史』に基づくA～6を『周書』によつて二二部に
合わせることや、独自の内容が多いA～10を『周書』・『北
史』によつて校勘することなどが代表的である(湯浅幸孫

校釈前掲註 (4) 書、一〇一～一〇三頁)。

(44) 武田幸男「『高麗記』と高句麗情勢」(于江権兌遠教
授停年紀念論叢、世宗文化社、一九九四年)、一二一～一
一四頁。

(45) 郭丞勲前掲註 (5) 論文、二八二頁。

(46) 李文基前掲註 (2) 論文、六八頁、金鍾完前掲註 (1)

論文、三四二～三四三頁。

(47) 宋代以降の『崇文總目』・『通志』・『宋史』芸文志など
に『翰苑』の書名は見えるが、卷数を七卷とし、もとの三
〇卷より大幅に少なく記されている(宋史では一一卷であ
るが、湯浅幸孫前掲註 (4) 論文、三頁によれば七卷の誤
りであろう)。宋代以前に既に一部が散佚したと考えられ

る。散佚した部分が三分の一を越えることから卷三〇の蕃
夷部がそこに含まれた可能性は高いといえよう。

(48) 李文基前掲註 (2) 論文、六六～七〇頁。

(49) 賀次君前掲註 (19) 論文、一頁。

(50) 石見清裕「唐代墓誌の資料的可能性」(『史滴』三〇、
一〇〇八年)、一〇九～一一〇頁。

(51) 吉田光男「『翰苑』註所引『高麗記』について―特に
筆者と作成年次―」(『朝鮮學報』八五、一九七七年)、一
三～一四頁。

(52) 鄭東俊「6佐平～18部体制と唐制」(『百濟研究』五
〇、一〇〇九年)、一八九～一九三頁。

(53) 李文基は六二〇年代に手に入れた情報が中心になつて
いるのであろうとする(前掲註 (2) 論文、六九～七〇頁)。

〔付記〕本論文は二〇〇九年の韓国政府(教育科学技術部)
の財源によって韓国研究財團の支援を受けて遂行された研
究である(NRF-2009-352-A0002)

(成均館大学校東アジア歴史研究所客員研究員)